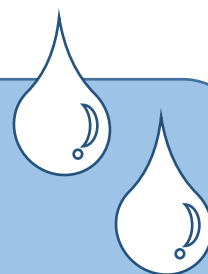


令和4年度

公共下水道の整備について



山口市上下水道局

■目次■

今後の流れ	2ページ
公共下水道ができると…	3ページ
本管工事について	4ページ
排水設備工事について	8ページ
受益者負担金制度について	16ページ
下水道使用料について	20ページ
お問い合わせ先	25ページ



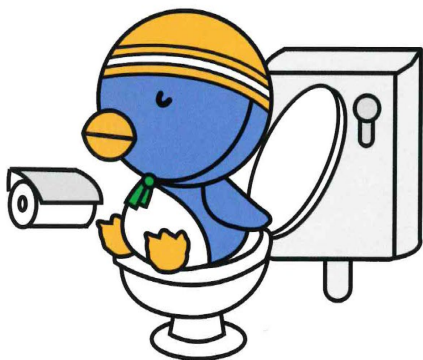
今後の流れ

	令和3年度		令和4年度					
	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	
本管工事	市で工事・管理する部分			※本管工事の開始・終了時期は、 地区や工事の進捗状況により前後します				
排水設備工事	ご自宅など 個人で工事・管理する部分			直接、市が指定した「指定工事店」へ工事内容、 費用などをご相談ください				
受益者負担金	受益者 申告書を 市から送付 (P18) 内容を確認され、 ご提出ください		4月1日 賦課告示	5月上旬 決定通知書 を市から送付 (P18)	6月上旬 納入通知書 を市から送付 (P18)	一括納付を希望される方は 6月30日までに納付してください		
下水道 使用料								

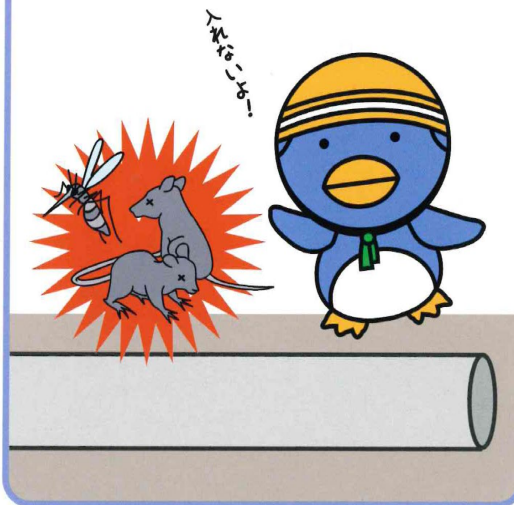
	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
本管工事	→						
排水設備工事	本管工事の終了後						
	供用開始のお知らせを 市から送付(P9)		指定工事店に工事を依頼してください		検査 施主・工事店・市の 三者による立会		公共下水道 の使用開始
	★融資あっせんを希望される方は、 指定工事店にお伝えください(P14)						
受益者負担金							
下水道 使用料	下水道に接続されたら…					下水道使用料のお支払 (P20)	

公共下水道ができると…

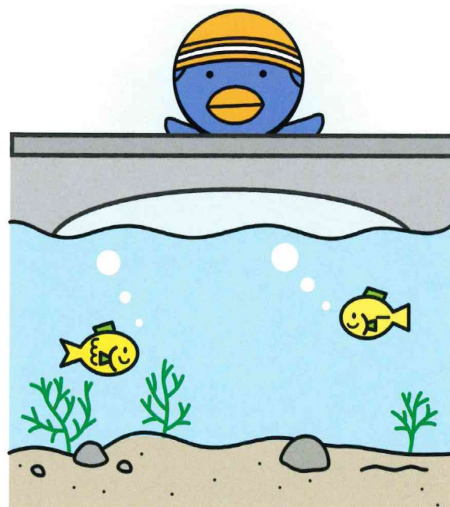
トイレを水洗化することにより快適で衛生的な生活を送ることができます。



汚水は、埋設された下水管を流れるため、悪臭・害虫の発生や伝染病の流行を防ぐことができます。



汚水を終末処理場で処理して排水することで、河川や海の水環境が良好に保たれます。



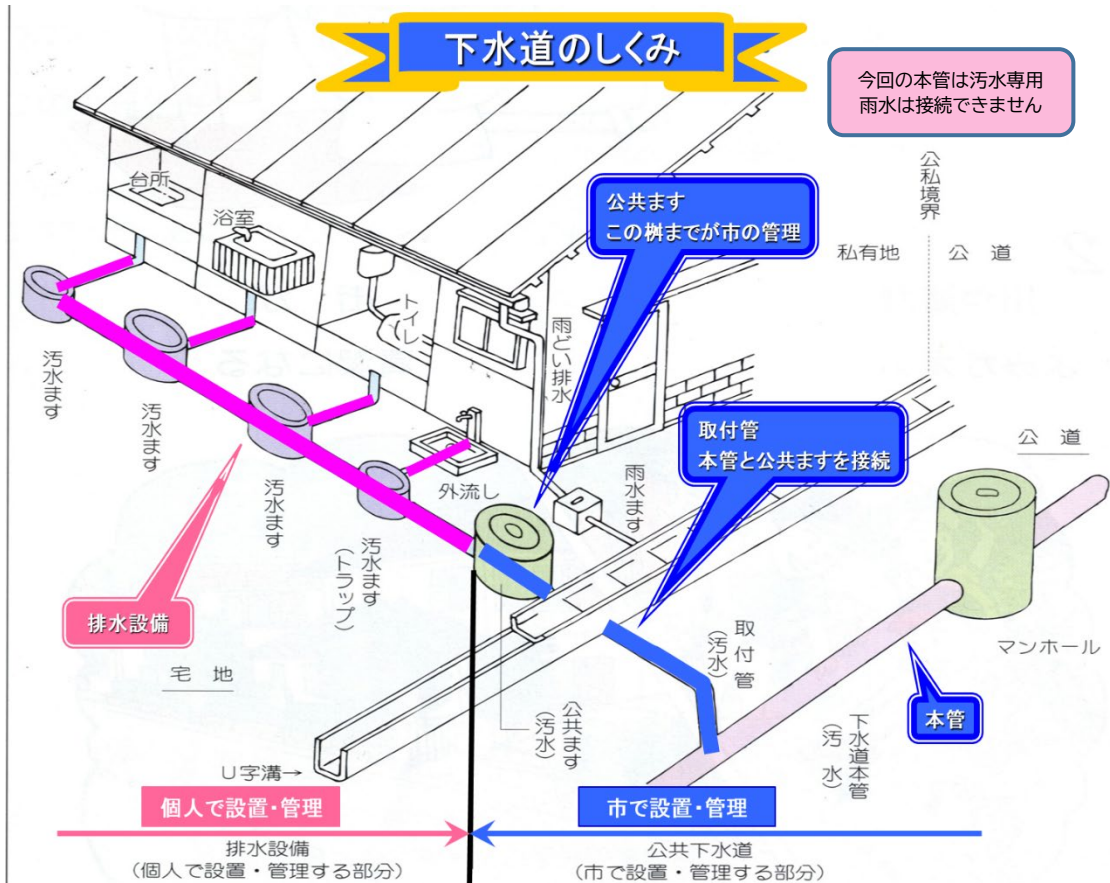
本管工事について



下水道整備課 工務担当
☎083-933-6694・6695

南部上下水道事務所
☎083-973-2349

下水道のしくみについて



本管

市が工事を実施します。市が下水道を整備できる場所は、国道、県道、市道及び公が管理する土地となります。私道の整備には条件がありますので、条件が整い次第の工事となります。(別添「私道について」をご確認ください。)

取付管及び公共ます

市が工事を実施します。公道に布設した公共下水道と各家庭の排水設備とを接続するための大切な施設です。公共ますの設置位置については、道路等の公私境界から私有地側1m以内を基本として、排水設備設置者(個人)に決定していただきます。

排水設備

下水道は、市が道路などに建設して管理を行う「公共下水道」と、個人の敷地内などに設置し、ご家庭から出る汚水を直接公共下水道へ流すための「排水設備」からなっています。排水設備は排水管や汚水ますなどで、皆さま個人で作り、保守・点検などの管理をしていただくことになっています。






本管工事について

本管工事は【公共下水道整備予定図】にある令和4年度施工予定箇所を実施する予定にしています。工事を実施する前には、回覧や市職員が直接お伺いするなどして工事のご案内をさせていただきます。

また、近接の方はもとより、周辺の方にも交通規制等でご迷惑をおかけしますが、ご理解ご協力をよろしくお願いいたします。

■別添【公共下水道整備予定図】をご覧ください。

凡例についての説明です。

凡	例
	令和4年度受益者負担金賦課区域
	令和4年4月1日から受益者負担金が賦課される区域です。 本管工事完了後に公共下水道に接続できる区域です。
	令和5年度受益者負担金賦課予定区域
	令和5年4月1日以降に受益者負担金が賦課される区域です。 別添の「私道について」をご確認ください。
	工事済み（施工中）箇所
	すでに公共下水道の本管が整備済又は現在施工中の箇所です。
	令和4年度施工予定箇所
	令和4年度の本管工事予定箇所です。
	私道（本管施工予定箇所）
	本管工事を予定している箇所で、道路内に個人所有の土地がある道路です。別添の「私道について」をご確認ください。

■取付管・公共ます位置申請書について

・本管工事の際に申請が必要になります。

取付管・公共ますを設置する位置については1敷地1箇所です。土地所有者等に決定していただきますことから、排水設備工事指定工事店等にご相談いただき、早めの設置位置の検討をお願いします。

決定した設置位置については、『取付管・公共ます設置位置申請書』により申請していただくようになります。

申請書については、本管工事の施工業者が排水設備設置者(個人)から聞き取りのうえ作成します。自治会・町内会の回覧等で工事着手のお知らせをしたのち、施工業者が公共ます設置位置の確認に伺いますので、設置位置の確認や立会いにご協力をお願いします。

申請書(書き方)

宅内の污水配管計画について、山口市指定の排水設備工事店に事前にご相談いただき、取付管位置をご確認ください(別冊排水設備工事指定工事店一覧表参照)

計画が決まりましたら、現地にて取付管の位置を施工業者に指示してください。その際、土地所有者様立会いのもと写真を撮影させていただきます。

立会いにより設置位置が決まりましたら、「住所、氏名、電話番号」を記入のうえ、施工業者に提出してください。

下水道本管の工事、検査が完了しましたら、「接続可能のお知らせ」とともに、「取付管・公共ます設置位置申請書」および、「取付管設置報告書」の写しを送付いたします。排水設備の申請手続きの際に、必要となりますので大事に保管しておいてください。

取付管・公共ます設置位置申請書

令和 年 月 日

(あて先)山口市上下水道局排水課

申請者

住所	家屋所有者記入	住所	土地所有者記入
氏名		氏名	
電話番号		電話番号	

取付管・公共ます設置に関する関係者立会い協議により、
 設置位置が決定しましたので、下図のとおり申請します。
 今回工事では設置しないことを申請します。
(設置しない理由)

設置対象土地

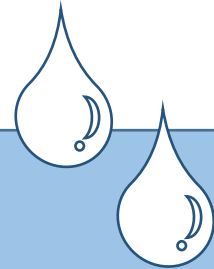
立会いの際に皆様の指示に従い、施工業者が位置図を記入します

工区	区	地区
施工業者		
担当者		

■私道について

別添「私道について」をご覧になり、上下水道局までご相談ください。

排水設備工事について



業務課 水洗化担当
☎083-933-6671・6691

南部上下水道事務所
☎083-973-2349

排水設備をつくりましょう

各ご家庭で公共下水道の使用ができるようになりますと、市から「公共下水道供用開始のお知らせ」の通知をお送りします。ご家庭では、汚水を直接公共下水道へ流すための「排水設備」をつくることができます。

■下水道への接続は処理区域公示後3年以内に

公共下水道の地域内での整備が完了し、お住まいの地域が「処理区域」※として公示されますと、くみ取り便所は3年以内に公共下水道に直接流す水洗トイレに改造しなければなりません。(下水道法第11条の3)

また、処理区域内では、水洗トイレは公共下水道に接続されたものに限り、(建築基準法第31条)

※「処理区域」とは、公共下水道が整備され、下水処理場で汚水を処理することができる地域のことです。処理区域になりますと、市の掲示板などで、供用開始の年月日・区域などを公示いたします。

■浄化槽の廃止を

公共下水道の処理区域となった地域においては、浄化槽であっても、公共下水道に接続していただくこととなります。1年以内に浄化槽を廃止し、台所や浴室・洗濯場などとともに排水設備工事をお願いしています。

※浄化槽を廃止した日から30日以内に、業務課へ浄化槽使用廃止届を提出してください。

■「排水設備」は建築物の所有者が

水洗トイレへの改造や排水管、ますなど、排水設備の工事は建築物の所有者に義務づけられています。借家人など、土地や建築物の所有者以外でも排水設備の工事をすることができますが、この場合は土地や建築物の所有者の同意が必要になりますので、工事を行う前によく確かめるようにしましょう。

排水設備工事を行うには

排水設備工事は、家のまわりに排水管を布設し、汚水ますを設置するとともに、くみ取り便所を水洗トイレに改造する工事と水洗トイレへの給水管工事などを行うものです。

排水設備工事を行うときは、ご家庭でよく検討されたうえで、市が指定した工事店と十分に話し合いを行い、工事の内容や費用などを確認するようにしましょう。

■工事は必ず市の「指定工事店」で

排水設備(水洗化)工事をするときは、必ず市が指定した「指定工事店」へお申し込みください。「指定工事店」は基準に合った設備をつくるために必要な技術を習得しているほか、不当な工事の請求や粗悪工事、粗悪品の販売などをなくして、安心して工事をまかせることができるように市が指定したものです。「指定工事店」以外のところでは、工事できません。

また、「指定工事店」では、市に提出する書類の作成や届出など、手続きのお手伝いをいたします。お気軽にご相談ください。

排水設備工事の手続き

①依頼者は「指定工事店」に直接工事の申し込みをします。

- 指定工事店が現地調査、設計、見積りをします。指定工事店と、便器の種類、施工方法、費用、支払い条件など十分に打ち合わせを行い、工事契約をします。資金の融資あっせんが必要な場合は契約時まで指定工事店に伝えてください。確認申請書と一緒に申し込むことになります。

②工事の確認申請書を作成し、市に提出します。

- 書類の作成、提出は指定工事店がお手伝いします。
- 確認申請書等には申請者(依頼者)の署名が必要です。

③市では、申請書をもとに施工方法が適正な基準かどうかを審査して工事の許可をします。

- 審査に合格すると計画確認書が交付されます。
- 確認を受けたのちでなければ工事に着手できません。

④「指定工事店」が工事に着手します。

- 工事は、トイレ、台所、浴室などの排水口から公共ますまでの間の排水設備を新設したり、既設のますの手直しをします。
- 既設のくみ取り便槽は、指定工事店と相談し、便槽の清掃・消毒をしたあとで撤去します。(浄化槽を廃止するときも同様です。)
- 給水管の配管を行い、水洗トイレの便器と給水タンクを据えつけます。
- 工事に必要な日数は一般の住宅の場合1～2週間ぐらいです。そのうち、トイレが使用できないのは3日程度です。(この間、指定工事店が準備した仮設トイレ等を利用していただく場合があります。)

⑤申請者(依頼者)は下水道使用開始届を市に提出し、使用することができるようになります。

⑥工事終了後5日以内に、工事完了届を市に提出します。

⑦市は工事完了届により完了検査をします。検査に合格すると検査済証を交付します。

- 完了検査は、基準どおりに工事が行われたかどうかを調べるものです。
- 完了検査のとき、規格に合わない工事がある場合は、工事の手直しをしていただくことがあります。

■水洗トイレになると

- 腰掛式を使うと、楽な姿勢で用便ができます。
- 幼児や高齢者でも安心して使用できます。
- 衛生的で、家の中に悪臭が広がりません。
- 伝染病を媒介する蚊やハエがいなくなります。
- くみ取りのわずらわしさがなくなります。



排水設備工事の費用

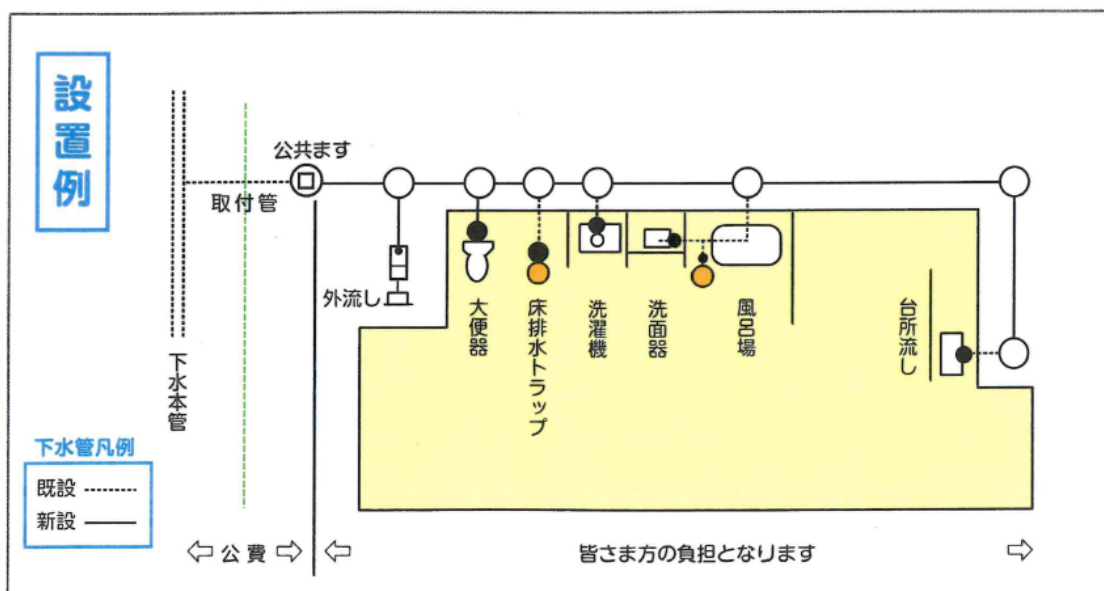
排水設備工事にかかる費用は、皆さまのご家庭で希望する規模や形態によって大きく異なります。とくに、水洗トイレの便器にはいろいろな種類がありますので、設置される方は十分に検討のうえ、ご家庭の環境に合った使いやすいものを選ぶようにしましょう。

■トイレの水洗化工事

工事費は、家屋や敷地の形状、トイレの数や便器の種類によって異なります。

■浄化槽の廃止工事

浄化槽の廃止工事費用は、規模や工事の状態によって異なります。便器やタンクなどそのまま使えるものもあります。



資金の融資あっせん

くみ取り便所や浄化槽を下水道の供用開始に伴い、下水道に接続工事をされる場合において、改造費用を一時的に負担することが困難な方へ、上下水道局からの融資あっせんにより、取扱金融機関で当制度による低金利の融資が受けられ分割返済が可能となります。(制度利用者が金融機関と契約、返済)

完済後に、当制度における借り入れでご負担された利子相当額を上下水道局から制度利用者へ利子補給(補助)します。

※受益者負担金区域となった日から処理区域公示後3年以内に行う改造工事が対象となります。(3年以上たった改造工事について、相当の理由があった場合は、融資あっせんは行いますが、利子補給は行いません。)

※法人や、住宅以外の建物及び新築住宅は融資あっせんの対象にはなりません。

融資あっせん額 改造工事(大便所)1か所につき1万円以上80万円以内(1家屋で2か所以上の場合90万円以内、アパート等の場合300万円以内)で市が査定した額。

利率 告示による(令和4年1月現在 年1.10%)

※利率は変更がありますので、おたずねください。

償還期限 60か月以内

償還方法 融資を受けた月の翌月から元金均等月賦償還

利子補給 融資金完済後に利子額を補給 ※完済後1年以内に申請してください。

要件 市税・受益者負担金・下水道使用料の滞納がないこと。

融資の保証 下記のうち①、または②を申請時に選択のうえ、申請してください。

①連帯保証人(1名)

(市税・受益者負担金・下水道使用料の滞納がないこと。)

(配偶者、同居人は連帯保証人にはなれません。)

②取扱金融機関指定の保証機関

(保証機関の審査があり、融資を受けることができない場合があります。また、保証料は個人負担となります。)

取扱金融機関 山口銀行、西京銀行、萩山口信用金庫、西中国信用金庫、山口県農業協同組合で市内の本支店に限ります。

お申込み 排水設備工事の契約までに指定工事店へお伝えください。

※融資あっせん申請書は排水設備の確認申請書と同時に提出してください。

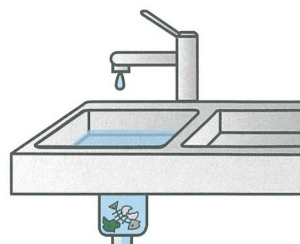
それ以降に提出された場合は、融資あっせんを行うことができなくなりますので、ご注意ください。

下水道メモ

■台所では

公共下水道には野菜くずやご飯の残り、天ぷら油やサラダ油などの食用廃油などを流さないようにしましょう。また、ディスポーザー※は下水管の詰まりの原因となったり、下水処理場の処理機能に悪影響を与えますので、ディスポーザー単体のみでは使用しないようお願いします。

※ディスポーザー：家庭の台所や厨房から発生する生ごみを破砕する器具

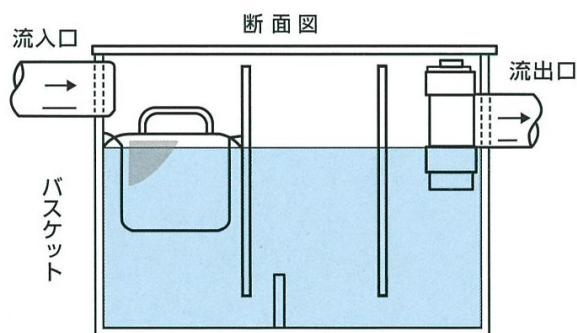


■^{そしゅうき}阻集器を設置しましょう

油脂、ガソリン、土砂、その他下水道施設の機能を著しく妨げ、または、下水管等を損傷するおそれのある物質あるいは危険な物質を含む汚水を公共下水道に排水する場合は、阻集器を設けて流すようにしています。

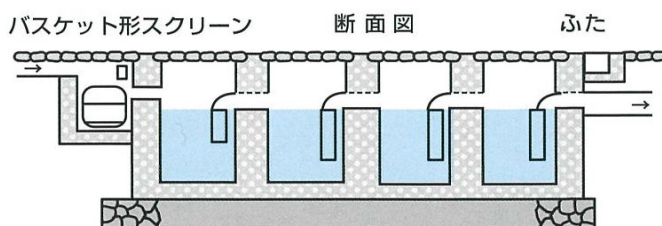
■^{そしゅうき}グリース阻集器

営業用調理場等からの汚水中に含まれている油脂類を阻集器の中で冷却、凝固させて除去し、下水管中に流入して管を詰まらせるのを防止します。

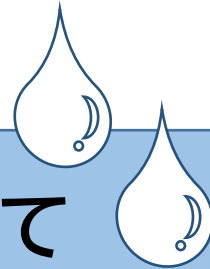


■^{そしゅうき}オイル阻集器

給油場等からの油類の流出する箇所に設け、ガソリン、油類を阻集器の水面に浮かべて除去し、それらが下水管中に流入して悪臭や爆発事故の発生を防止します。



受益者負担金制度について



下水道整備課 下水道管理室
☎083-933-6692

受益者負担金制度とは

■制度の趣旨

下水道の整備によって、その地域の環境が改善され、利便性・快適性が向上しますが、その結果、下水道を整備する限られた地域の人だけが特別の利益を受けることとなり、下水道を整備できずに利益を受けられない地域の人との間に不公平が生じます。

そこで、この利益を受ける人に建設費の一部を負担していただくのが受益者負担金制度です。

■受益者とは

負担金を納めていただく方を「受益者」といいます。

受益者は基本的に土地の所有者です。

ただし、土地所有者、家屋所有者、住居者が異なる場合は、当事者間の協議により受益者を決定してください。

■負担金の額は

受益者負担金の額は、「所有されている土地の面積(m²)×360円」です。

受益者負担金が賦課されるのは、土地に対して1回限りです。

負担金を納めていただいた土地については、今後、家の建て替えや土地の売買をされても、改めて賦課されません。

■納付方法

3年間(1年4期)で、合計12回に分割して納付していただきます。

一括納付など、数期分をまとめて前納すると、前納報奨金が交付されますので、前納報奨金額を差し引いて納付いただくことができます。

※納付期限が過ぎたものは前納報奨金が交付されません。

納付期限	
第1期	6月30日
第2期	9月30日
第3期	12月25日
第4期	3月31日

納付までの流れ

3月上旬

■受益者申告書を送付します。

申告書には、対象となる土地を印字しています。
猶予・減免に該当する土地は、申請書を同封します。



申告書の内容を確認され、住所・氏名などを記入してご提出ください。
※ご不明なことや、猶予・減免に該当するのでは？という土地がありましたら、
ご記入ください。後日、現地調査をします。
※提出期限:3月31日

5月上旬

■決定通知書を送付します。

ご提出いただいた申告書をもとに、受益者負担金の決定通知書を送付いたします。
対象土地、受益者負担金額を記載します。



決定通知書の内容をご確認ください。
ご不明なことや、申告書提出時から変更になったことがありましたら、下水道整備課へご連絡ください。

6月上旬

■納入通知書を送付します。

※一括納付を選択されなかった方には、翌年度も6月に納入通知書(1年4期分)を送付します。



金融機関(ゆうちょ銀行を除く)の窓口で納付してください。
なお、コンビニエンスストアでは納付できません。
※一括納付の納入期限:6月30日

負担金の徴収猶予・減免

■徴収猶予

次のような場合には、負担金の徴収を猶予することができます。

徴収猶予基準	猶予期間	要件
田や畑、山林、原野など	他の用途に変わるまでの期間	※登記地目ではなく、現況で判断します。 ※宅地の一部の家庭菜園は対象となりません。
係争地	受益者が決定するまでの期間	訴状の写し
受益者の財産が震災、風水害、火災その他の災害を受けた場合 盗難に遭った場合	2年以内	罹災・盗難証明書
受益者、同居の親族が病気・事故等により長期療養を必要とする場合	2年以内	医師の診断書

■減免

次のような場合には、負担金を減免することができます。

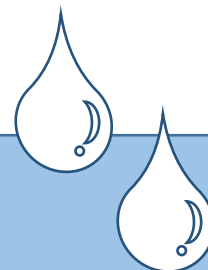
- 私道または水路敷で、公共性があると認められる土地
※自宅のみの進入路は減免の対象とはなりません。
- 自治会等が所有し、集会所等に利用している土地
- 消防団が所有または使用する消防用備品等の格納用に利用している土地
など

徴収猶予・減免を受けられる場合には、申請書の提出が必要です。

3月上旬に山口市上下水道局から申告書類を送付する際に、猶予・減免に該当する土地については申請書を同封します。

ご不明なことがありましたら、ご相談ください。

下水道使用料について



上下水道料金センター

☎083-933-6664・6665

上下水道料金センター小郡出張所

☎083-973-6332

下水道使用料について

宅内の配水管を公共ますに接続され排水が公共下水道に流れるようになりますと、下水道使用料をご負担いただくことになります。

■ 下水道使用水量の決め方

① 給水方法が「水道」の場合

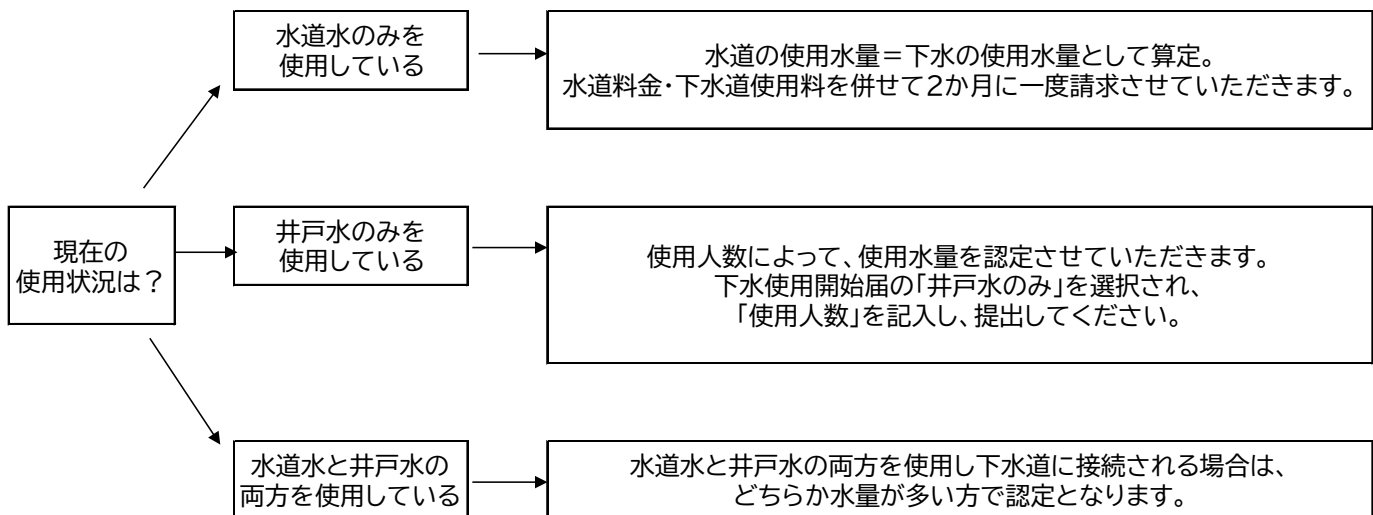
水道使用水量に基づいて決定

水道の使用水量は、2ヶ月に1回検針員が水道メーターの検針にお伺いし、「使用水量・料金のお知らせ」をポスト等に投函します。このお知らせには、下水道の項目もあり、下水道の使用を開始されますと使用水量と使用料が表示されるようになります。

② 給水方法が「井戸」などの地下水の場合

使用人員数や使用状況に応じて、使用水量を認定

認定する水量については、次項目「下水道使用水量の考え方」をご覧ください。なお、水道水と井戸などの地下水の両方を使用し、公共下水道に流される場合は、水道の使用水量と、井戸水の使用人数により決定した水量を比較し、どちらか多い方の水量を認定水量とします。



※井戸水が散水栓のみや外流しの受け枠を外し井戸水が地下に浸透するような形であれば、水道使用量による使用料となります。実際の使用料算定は個別の使用状況により違いがありますので、料金センターに問い合わせてください。調査したうえで認定をいたします。

■下水道使用水量の考え方

下水道使用水量については、下記表のように算出しています。

使用状況 \ 区別	家庭用汚水	事業用汚水
水道水のみ	水道使用水量	水道使用水量
地下水のみ	定住人員1人まで 1か月8m ³ ※①	地下水使用水量 ※②

※① 2人目から4人目までは、1人につき5m³を加え
5人目からは1人につき4m³を加えます。

(人数の変更があった場合は、
上下水道料金センターへご連絡ください。)

※② 事業所の場合は、メーターを設置し、検針となります。

■下水道使用料のお支払いについて

- ・検針日を基準に2ヵ月ごとにまとめてお支払いいただきます。
- ・水道料金と一緒に納付していただきます。

お支払方法

① 口座振替

検針月の翌月25日に引き落としとなります。

なお、既に水道料金のお支払いに口座振替をご利用の方は、水道料金と合わせて引き落としとなりますので、改めてお手続きの必要はございません。

※現在納付書でお支払いの方で、新たに口座振替を希望される場合には、ご利用される金融機関でのお手続きが必要となります。

② 納付書によるお支払い

検針月の翌月に納付書を送付します。

お近くの金融機関やコンビニエンスストアでお支払いください。

■下水道使用料の単価表・早見表

上段は2ヶ月の単価表(税抜き)、下段は2ヶ月ごとの早見表(税込み)です。
早見表の金額は下水道使用料のみですので、水道をご利用の際は水道料金との合計金額が請求額となります。

事業所や水道・井戸併用、既設の建物以外の場合については個別に上下水道料金センター(083-933-6664 南部地域の方は083-973-6332)にお問い合わせください。

使用料金表 (令和3年2月1日時点) ※税抜き

区分	使用料単価表 (2ヶ月につき)				
	基本水量	基本料金	超過料金 (1立方メートルにつき)		
一般汚水	20立方メートルまで	2,600	円	20立方メートルを超え40立方メートルまで	150 円
				40立方メートルを超え60立方メートルまで	165 円
				60立方メートルを超え200立方メートルまで	175 円
				200立方メートルを超えるもの	185 円

下水道使用料早見表 (一般汚水) ※2か月の場合

(税込み、円) 税率10%

m ³		10	20	30	40	50	60	70	80	90
0	2,860	2,860	2,860	4,510	6,160	7,975	9,790	11,715	13,640	15,565
1	2,860	2,860	3,025	4,675	6,341	8,156	9,982	11,907	13,832	15,757
2	2,860	2,860	3,190	4,840	6,523	8,338	10,175	12,100	14,025	15,950
3	2,860	2,860	3,355	5,005	6,704	8,519	10,367	12,292	14,217	16,142
4	2,860	2,860	3,520	5,170	6,886	8,701	10,560	12,485	14,410	16,335
5	2,860	2,860	3,685	5,335	7,067	8,882	10,752	12,677	14,602	16,527
6	2,860	2,860	3,850	5,500	7,249	9,064	10,954	12,870	14,795	16,720
7	2,860	2,860	4,015	5,665	7,430	9,245	11,137	13,062	14,987	16,912
8	2,860	2,860	4,180	5,830	7,612	9,427	11,330	13,255	15,180	17,105
9	2,860	2,860	4,345	5,995	7,793	9,608	11,522	13,447	15,372	17,297

例:35 m³の場合の
下水道使用料

■Q&A

Q1 庭の散水など下水道に流れない場合でも使用料がかかりますか？

A 使用料は、使用者が排除した汚水の量(以下「排除汚水量」という)に応じて算定しています。

排除汚水量は、水道水のみを使用されている場合は、水道の使用水量をもって排除汚水量と認定していますので、散水等のために水道を使用されても、水量は排除汚水量に含まれるため、使用料がかかります。

ただし、使用料は2ヶ月で20㎡までは基本料金のみとなるような料金体系になっておりますので、ご理解をお願いします。

Q2 農業用に水道水を使用する場合でも下水道使用料がかかりますか？

A Q1と同様、用途が農業用であっても水道水を使用された場合、その水量は排除汚水量に含まれるため、使用料がかかります。

ただし、農業用に使う水道水量が**多量である場合は**、水道水の使用水量と排除汚水量が著しく異なるため、排除汚水量の減量を申告することができます。

その場合、個人の負担で減量メーターを設置していただくことになります。

(Q3へ)

Q3 減量メーターを設置する場合、市への申請が必要でしょうか？

A 「排除汚水量減量申告書」を業務課料金管理担当に提出してください。

減量メーター設置には経費がかかるため、効果がどの程度あるか等相談に応じます。必ず事前に業務課に連絡してください。また、申告書を受け付けましたら、下水道に流入がない配管上に減量メーターが設置されているかどうかの現地確認を行います。

※減量メーター設置は水道業者(指定工事店)に依頼する必要があります。

(設置時と8年に1回のメーター取り替え時に費用がかかります)

また、減量メーターを設置した場合は、水道の検針にあわせ2ヶ月に1回料金センターへ減量メーター数値の報告も必要となります。

お問い合わせ先

■山口市上下水道局

〒753-0043 山口市宮島町7番1号

〒754-8511 山口市小郡下郷609番地1(南部上下水道事務所)

		担当	電話番号
本管工事	大内	下水道整備課工務担当	083-933-6694 083-933-6695
	嘉川、江崎	南部上下水道事務所	083-973-2349
排水設備工事	大内	業務課水洗化担当	083-933-6671 083-933-6691
	嘉川、江崎	南部上下水道事務所	083-973-2349
受益者負担金		下水道整備課下水道管理室	083-933-6692
下水道使用料	大内	上下水道料金センター	083-933-6664 083-933-6665
	嘉川、江崎	上下水道料金センター 小郡出張所	083-973-6332

